

第5回 市場検証委員会 参考資料

令和7年電気通信事業法・NTT法改正に伴う 省令事項に対する関係事業者からの意見

令和7年10月24日

目次

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う省 令事項に対する関係事業者からの意見

✓	NTT株式会社からの意見	1
✓	KDDI株式会社からの意見	10
✓	ソフトバンク株式会社からの意見	30
✓	楽天モバイル株式会社からの意見	40
✓	一般社団法人テレコムサービス協会からの意見	44
✓	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会からの意見	46
✓	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの意見	48

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

NTT株式会社からの意見

市場検証委員会（第4回）

資料4-4「その他の検討事項（令和7年電気通信事業法・NTT法改正に伴う省令事項）」に対する当社意見

2025/10/20

NTT株式会社

改正後のNTT法に基づき省令において定めるべき事項

①NTT東西の活用業務の範囲について

＜活用業務等の対象外とする業務について＞

- NTT東西として、引き続き、自ら移動通信業務・ISP業務に進出する考えはありませんが、実施が認められない移動通信業務とISP業務は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定していただきたいと思います。
- また、その対象についても、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的に見直していくことが必要と考えます。

改正後のNTT法に基づき省令において定めるべき事項

①NTT東西の活用業務の範囲について（つづき）

＜NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等について＞

- 改正後の活用業務の実施にあたっては、これまでと同様に、電気通信事業の公正な競争を確保するために必要な措置は適切に講じていく考えであり、当該措置の具体的な内容については、施行後速やかに実施基準等の届出・公表を行う考えです。
- なお、「市場環境の変化に応じた通信政策の在り方 最終答申」においても、「電気通信業務以外の業務を含め、より迅速かつ柔軟な活用業務の実施を可能とし、経営自由度の向上を図る観点から、実施要件の確認方法は、簡素化・効率化を図ることが適当」とされているところ、NTT東西が策定する活用業務の実施基準に記載すべき項目等についても可能な限り、効率化していきたいと考えます。
- 具体的には、従来の活用業務届出書に記載してきた事項の必要性について再検討いただき、引き続き記載が必要とされる項目についても、個々の届出書に記載した内容を総括した内容とさせていただきたいと考えます。

改正後のNTT法に基づき省令において定めるべき事項

①NTT東西の活用業務の範囲について（つづき）

＜活用業務の実施状況に係る報告事項について＞

- 活用業務の実施状況に係る報告事項については、NTT東西に過度な負担や重複した報告が生じないよう、電気通信市場の公正な競争やNTT東西の本来業務の安定的な実施を検証するために真に必要な項目に限定していただくとともに、経営上の秘密やユーザの不利益につながるおそれのある情報等については、公表の対象外としていただきたいと思います。
- なお、改正後の活用業務の実施状況に係る報告及び事後検証については、従来の年度報告及び検証と同様に、引き続き協力していく考えです。

改正後のNTT法に基づき省令において定めるべき事項

②その他

＜地域電気通信業務の具体的範囲＞

- NTT東西として、引き続き、自ら移動通信業務・ISP業務に進出する考えはありませんが、実施が認められない移動通信業務とISP業務は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定していただきたいと思います。
- また、その条件についても、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的に見直していくことが必要と考えます。

＜NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直し＞

- NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直しにあたって、電柱の支障移転や無電柱化等の移設や不要となった設備の撤去対応、災害・復旧対応等まで規制対象にすることは、NTT東西の効率的な設備運営を阻害するとともに、事業者・行政双方にとって過度な規制コストとなりかねないことから、必要最低限の規制にしていきたいと思います。

改正後の電気通信事業法に基づき省令において定めるべき事項

①NTT東西に対する禁止行為規制関係（第31条）

- NTT東西と特定関係事業者との間で新たに追加された禁止行為規制の対象

- ✓ NTT東西と特定関係事業者間の役員の兼任、在籍出向等
- ✓ NTT東西と特定関係事業者間の特定の取引等

- 電気通信事業法において、既に禁止行為規制が規定されており、NTT東西は特定の事業者に対する優遇等は禁止されており、これまでも当該規定に基づいて、毎年度の市場検証会議でも検証が実施され、問題無いことが確認されていることを踏まえれば、新たな規制を課す必要は無いと考えます。

改正後の電気通信事業法に基づき省令において定めるべき事項

②NTT東西及びNTTドコモによるグループ内合併等審査関係（第12条の2）

- ・ 第30条・第31条の潜脱行為防止等を含む公正競争を確保するための措置の要否等を確認する観点からの合併審査等の対象となるグループ企業（特定電気通信事業を営む者）の範囲（p.○ 第○項関係）
 - ✓ 公正競争に影響を及ぼすおそれが大きいものとして認められる特定電気通信事業の範囲
- グループ内会社の組織再編については、各社の経営判断によって行われるものであり、過度な審査制度の導入は、企業の経営の自由を阻害することに繋がるため、必要最低限の範囲に留めるべきと考えます。
- 具体的には、NTTドコモの禁止行為規制の対象事業者の指定の考え方において「特定関係法人である電気通信事業者であっても、移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合やその事業規模が著しく小さいとき（契約数等が5万未満）は、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない」とされていることを踏まえれば、合併・事業譲渡時の審査の対象となる「特定電気通信事業」は契約数が5万以上の電気通信事業に限定されるべきと考えます。

改正後の電気通信事業法に基づき省令において定めるべき事項

③その他

- NTTドコモの契約数シェアは4割以下に減少する等、規制に差を設けるほどの状況ではなくなっていることを踏まえると、NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当ではなく、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」で示された様に、移動通信分野における禁止行為規制の在り方については継続して議論が行われるべきと考えます。

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

KDDI株式会社からの意見

令和7年NTT法・電気通信事業法改正に伴う 省令事項に対する当社意見について

KDDI株式会社
2025年10月22日

本資料は敬称を省略しております。

1. はじめに
2. NTT法改正に伴う省令事項について
3. 電気通信事業法改正に伴う省令事項について
4. 参考

はじめに

■ 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保

本年2月の情報通信審議会の最終答申を踏まえ、NTT法の見直しに伴うセーフガード措置として、公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の事後検証※が法定化されたことは、公正競争に影響を与えるNTTグループの一体化の動きに対し一定の法的制約を与える効果があると期待。

※累次の公正競争条件の法定化や、グループ内の大規模事業者との合併等審査等の規定整備など



- 令和7年改正に伴う省令事項については、昨今の通信事業者を取り巻く競争環境の変化やNTTグループ内の組織再編の実態を正確に捉え、各種規律に反映させることが重要。
- 電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、既存の規制内容が機能していない場合は、不断に見直すことが必要。

はじめに

■ NTTデータに関する歴史的背景

データの分離政策を提言した「データ通信の今後の発展方策」電気通信審議会答申(昭和63年3月18日)では、「資産の切り分けにあたってデータ通信事業にかかる資産がその他のNTTの資産と同様国民の共有財産として形成されてきたこと」に十分な配慮が払われるべき旨の記述がある。

これはNTTデータの資産が電電公社を通じて国民の負担によって形成されてきたことを意味し、NTTデータが国家戦略的に日本の社会システム基盤(特に金融分野や公共・社会基盤分野等)を構築し、分離後も特別な役割を担ってきた社会的影響力を保持する事業者であることを示す証左である。



- これらシステムの構築・維持費用は、当初、電電公社時代からの独占的利益により賄われていたことに加え、NTTデータは他の通信事業者にはない金融分野や公共・社会基盤分野での経験を活かした法人分野への参入優位性を有していたものと考えられる。
- こうした優位性を保持し続けるNTTグループと、他の通信事業者との公正競争環境が担保されるためには、これらNTTグループの優位性をオフセットする必要がある。

はじめに

■ 通信事業者の競争環境変化とNTTグループ内の組織再編

法人市場は通信事業者各社の主要な成長分野であり、収益比率は年々上昇傾向。
こうした環境変化に対応するように、NTTは法人市場を中心としたグループ内の組織再編を加速化。
ソリューション分野で首位のNTTデータを主軸にした動きがある中、通信とソリューションの法人顧客が同一であることに鑑みると、NTTデータを軸とした一体営業は、顧客接点さえも奪う懸念があるため競争事業者にとっては脅威。



- 規制潜脱的な組織再編が行われることのないよう、公正競争に影響がある組織再編は未然に防止する措置を検討することが必要であり、今回、NTTデータを(NTT東西やドコモを起点に)禁止行為規制や合併等審査の対象とすることについて議論されたことは重要。
- 一方、株式取得等による組織一体化(例:ドコモによるデータの完全子会社化や、データとドコモビジネス)の合併等)には規律が及んでおらず、今後の制度の見直しの中で更なる規律が必要。
- NTT東西の在り方についても活用業務の実施要件の明確化を図るとともに、組織再編については、NTT東西の「特別な資産」の重要性が変わらない限り、今後も厳格に規律されるべき。

令和7年 NTT法改正に伴う省令事項

■ 活用業務等の対象外とする業務について(第2条第7項関係)

活用業務等の対象外とする業務については、「モバイル」や「ISP」に加えて「放送」も含めるよう省令で規定すべき。

また「モバイル」については、その定義にMVNOサービスも含めることを明確化すべき。

特に、今後NTT東西が、最終保障提供責務を担い、小規模中継局等を代替または補完する光ブロードバンドインフラを提供していくことが想定されるが、IPユニキャストで代替する際のNTT東西の役割は、単にFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者であると理解していることから、NTT法上、禁止されている「放送業務」は引き続き行えないことを予め明確にすべき。

■ NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等について(第2条第8項関係)

NTT東西の実施基準は、少なくとも「NTT東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の規定内容をNTT東西の遵守事項として漏れなく反映させるとともに、一定の類型化を行い、さらに市場環境の変化に対応して検討された令和7年電気通信事業法改正等の内容についても適切に更新して反映させるべき。

例えば、現在「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」として、「他の市場支配的な電気通信事業者との連携」が挙げられているが、NTT東西が活用業務を営むにあたって、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして事業法第31条第11項に基づき指定される特定関係事業者については、当該特定関係事業者と一体となった排他的な業務による公正競争への影響が特に懸念されることから、こうした禁止行為がなされることのないよう実施基準に明記すべき。さらに、実施基準には、これまでのNTT東西の活用業務届出にある「届出の概要」を活用業務実施時にNTT東西のHPに公表することを規定すべき。

■ 活用業務の実施状況に係る報告事項について(第2条第11項関係)

年1回の事後報告にかかわらず、適時適切に活用業務の実施状況を詳細に公表し、透明性・実効性を確保し、問題が認められると想定される場合には、直ちに検証し、必要に応じて是正措置(行政指導や業務改善命令等)を実施すべき。

令和7年 NTT法改正に伴う省令事項

■ 外資規制の遵守状況報告義務の創設(第6条関係)

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」にて「NTT持株の外資総量規制については、経済安全保障の重要性が高まる中でその実効性を確保することが重要となるため、電波法や放送法の外資総量規制の例に倣い、その遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当」とされているとおり、**放送分野における外資規制関係事項の記載要領とすることが適当。**

令和7年 NTT法改正に伴う省令事項

■ 合併等の認可の緩和(第11条関係)

- 個々の合併が小規模であっても、特定の事業分野における複数の企業買収による合併が累積的に行われた場合には、結果として市場構造や公正競争に大きな影響を与える可能性があることから、**簡易組織再編のような数値基準だけでなく、累積的な合併の効果を審査する必要がある。**

例えば、簡易組織再編では、資産を移転する会社ないしその株主に対して支払う対価が、資産を承継する会社の純資産額の一定の基準を超えないといった数値基準があるが、1回のみの数値基準だけでなく、2回目以降の合併については、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断するに当たっての考え方を整理している「**企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針**」における垂直型企业結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考にして追加的基準を定めることが適当。同考え方では、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限すること」とは通常考えられない」とされているため、**累積的な合併により、一定の取引分野においてNTT東西のシェアが10%を超える場合は、以降の合併を禁止することが必要。**

- また、**数値以外の「総合的な事業能力」の基準も設けるべき。**(次スライド以降参照)

例)数値基準:売上高、生産能力、合併後の生産設備や供給能力の市場シェア、競合サービス間の代替比率、利益率等

数値以外の基準:ネットワーク効果、顧客慣性、市場参入障壁、データ蓄積等

- **通建会社など、非電気通信事業者であってもNTTグループの支配力・市場の公正競争に多大な影響が懸念される事業者や、データセンターやクラウドなどの重要分野の事業者との合併は厳正に審査すべき。**
- なお、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」のとおり、今回の認可の緩和はあくまでNTT東西が対象であり、**NTT持株に対しては緩和対象外**であるとの認識であり、明確化すべき。

(参考)「EUの合併ガイドライン見直し」における「市場支配力の評価」に関する議論(1/2)

- EUにおける見直しでは、市場支配力の評価には**市場シェアを主要指標として維持しながら、売上高シェア、生産能力シェア、代替比率、利益率など多様な市場指標を補完的な要素として考慮される見通し**
- 市場支配力の評価方法を見直しする背景と目的
 - ・ 過去25年間産業集中度と企業利益率が上昇。消費者にとって有害な価格上昇につながる市場支配力の創出・強化を未然に防ぐ
 - ・ 現行の市場シェアとHHI*指標による市場支配力の評価は、**有効競争を実質的に阻害するすべての要因(SIEC)に対処しきれない**
 - *HHI:特定の市場における全参加企業の市場占有率をそれぞれ二乗して合計した値であり、市場における集中度を図る指標
 - セーブハーバー:市場シェアが25%を超えない場合、合併後HHIが1000未満、または2000超HHI変化量が150未満の場合有効競争を実質的に阻害する可能性が低いとされる
 - ・ 一方、シェアが50%を大幅に超えても問題なしとされた事例や、30%未満でも競争上の懸念が特定された事例がある
- 新たな評価アプローチ:市場シェアとHHI指標を維持、多様な市場指標で補完
 - ・ 見直しでは、**市場シェアとHHI指標を主要指標として維持し、多様な市場指標を補完的な指標として位置づける見通し**
 - ・ 反証可能な推定指標(多様な市場指標)を導入することにより、SIECを生じる可能性の高い合併をより容易に特定可能
立証責任が合併当事者側に移り、合併が反競争的效果をもたらさないことを示す特に強力な証拠を提出することが求められる
 - ・ 欧州委員会はこれまでの**合併事例の経験から、以下の指標を反証可能な推定指標として列挙**

既に頻繁に利用されている指標	市場支配力の創出・強化をもたらさない事案で考慮される指標
・ 売上高シェア(shares of sales) ・ 生産能力シェア(capacity shares): 合併後の生産設備や供給能力の市場シェア	・ 代替比率(diversion ratios):価格上昇時の競合製品間の代替性の程度 ・ 利益率(profit margins):合併後の持続的かつ異常に高い利益率 ・ ピボタリティ(pivotality):合併対象となる企業や資産の将来の競争における重要度 遊休生産能力の分布など

(参考)「EUの合併ガイドライン見直し」における「市場支配力の評価」に関する議論(2/2)

- デジタル市場における合併には、データ蓄積、相互運用性の低下、顧客慣性、ネットワーク効果、アルゴリズムの利用、市場参入障壁という市場支配力の強化や競争阻害をもたらせる要素も考慮
- 見直しの公開諮問資料では、プライバシー・データ保護の側面から企業合併を制限する可能性

■ デジタル市場で考慮される特定要素

非価格パラメータを含む要素	市場支配力の創出・強化をもたらさない事案で考慮される指標
ネットワーク効果 (network effects)	ユーザーが増えるほどサービスの価値が増す効果。市場シェアが小さくても、ネットワーク効果が強ければ、将来的な支配力につながる懸念がある
データの蓄積 (data accumulation)	企業が保有するデータの量、質、多様性。これが強力な参入障壁や、競争相手に対する決定的な優位性(例:AI開発能力)となり得る
顧客慣性 (customer inertia)	マルチホーミングの難しさとも呼ぶ。ユーザーが複数のプラットフォームやサービスを同時に利用することの難しさを指す これが高い場合、ユーザーの囲い込み(ロックイン)が強化され、支配力が強まる
市場参入障壁	規制上の障壁だけでなく、強力なブランド力やエコシステムの存在、データの排他的アクセス権など、デジタル特有の参入障壁を指す
アルゴリズムの利用	価格設定や顧客ターゲティングにおけるアルゴリズムの利用が、競争を制限したり、競争を可視化しにくくしたりする可能性がある
プライバシー・データ保護	データ漏洩リスクに対処するため、データ保護が十分ではない地域の企業との合併を制限する可能性がある特に、医療やセキュリティなど機微なデータを扱う分野

令和7年 NTT法改正に伴う省令事項

■ NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直し(第13条関係)

- 設備(メタル含む)・土地・局舎の処分においては、その**売却益等を、光回線の敷設や赤字補填等、電気通信事業に充てることを認可の条件**とすべき。
- なお、電電公社の資産は国民の負担によって形成されてきた経緯から、ユニバの算定においては国民負担の縮小に努めるとともに国民負担を二重に求めることのないよう、**自らも赤字拡大の解消に向けた努力に取り組むべき**。
- ユニバの負担を求める前に、例えば、以下のような**自主的な経営改善計画を国民に示し、負担の合理性を説明**することが必要。
 - ・ 線路敷設基盤の上で提供されるブロードバンドサービス(FTTH)の利益や電話からの移行ユーザによる黒字化・経営改善
 - ・ 撤去するメタルや遊休資産の売却益・活用益等による経営改善

(参考)総務省報道資料 ※詳細次頁参照

平成13年10月26日
総務省

電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施について

総務省は、平成13年5月8日、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）に対して、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の作成を要請したところですが、同年10月25日、NTTから報告がありました。

総務省としては、当該報告を踏まえ、電気通信市場の公正な競争を促進する観点から、本日、NTTに対し、自主的な実施計画に実施するに当たり、別紙事項に十分留意の上、その着実かつ速やかな実施に努められたい旨要請いたしました。

今後、総務省は、同計画に盛り込まれた具体的施策の効果や進捗状況を注視しつつ、適切に対応することとしています。

（連絡先）
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
（担当：緒方課長補佐、飯嶋係長）
電話：03-5253-5836

(参考)NTT経営改善を求める総務省指導(遊休資産の売却など)

日本電信電話株式会社
代表取締役社長 宮津 純一郎 殿

総基事第430号
平成13年10月26日

総務省総合通信基盤局長
鍋倉 眞一

電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施について

貴社あて「電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の作成について（平成13年5月8日総基事第183号）」において、速やかな作成・公表を期待していた自主的な実施計画について、このたび貴社より報告があったところであるが、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）等の政府決定の趣旨を体现し、電気通信市場の公正な競争を促進する観点から、別紙事項に十分留意の上、その着実かつ速やかな実施に努められたい。

別紙

自主的な実施計画の実施に当たり留意すべき事項

- 1 ネットワークのオープン化については、公正な競争を促進する観点から、その適切かつ機動的な対応に努めることが重要であり、項目の更なる細分化や開示できる情報の一層の拡大を図るとともに、実施後速やかに具体的な措置の内容を報告の上、その旨を公表されたい。
なお、公衆網におけるキャリアズ・レートの導入及びOSSの更なる開放については、他事業者の要望等を踏まえ、需要の高いサービスから順次優先的に導入できるよう積極的に取り組まれたい。
- 2 NTTグループ内の相互競争を促進する観点からは、グループ各社の経営判断の自主性を高めることが重要であり、持株会社のエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・ドコモに対する出資比率や役員兼任の問題について、当該各社の経営状況や株式市況の動向等を踏まえ速やかに結論を得るよう引き続き検討の上、その結果を報告されたい。
- 3 業務のアウトソーシング会社への移行などの「構造改革措置」については、具体的にどれだけ経費削減及び収支改善の効果が現れるかが重要であり、経営の効率化・合理化という所期の目的が真に達成されることとなるように努められたい。
また、かかる貴社の経営の効率化が事業計画に及ぼす影響についても、別途速やかに説明ありたい。
- 4 経営効率化の推進に当たっては、それによりユニバーサルサービスの安定的な確保に支障が生じる等、利用者利益を損なうことのないよう十分配慮されたい。
- 5 景気低迷の中、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の収益見通しについてかなり厳しい見方が示されているが、遊休資産の売却・活用、投資の効率化や費用削減等、一層の経営改善努力が行われることにより、中長期的な経営安定に努められたい。
- 6 上記の他、自主的な実施計画の全体としての進捗状況につき、実施後1年を目途に報告されたい。

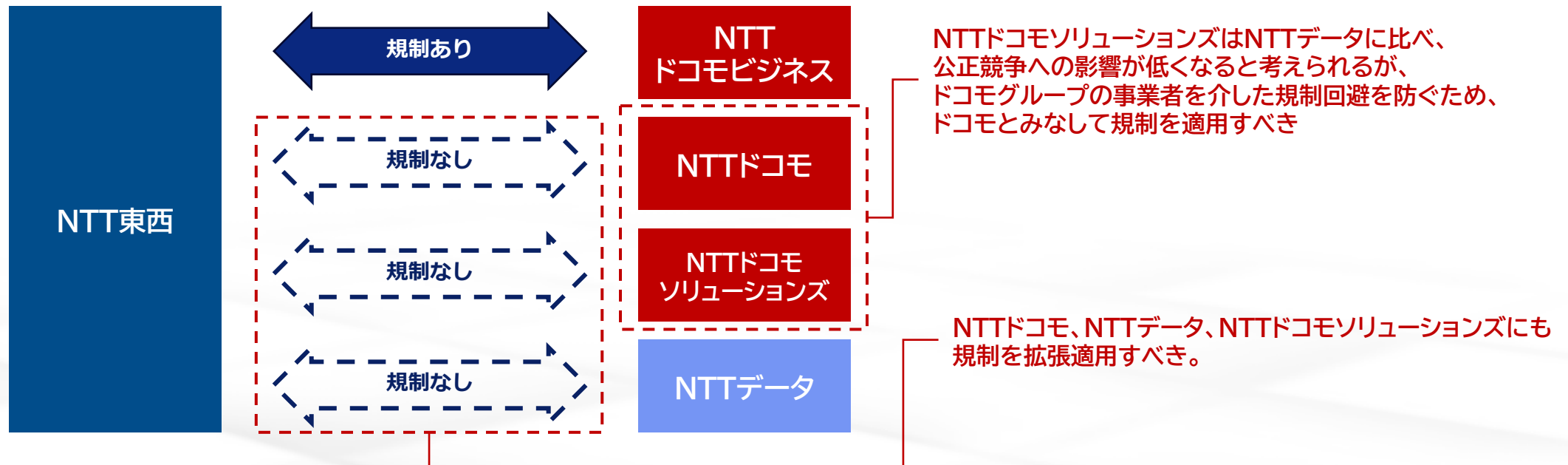
[電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施について](#)

令和7年 電気通信事業法改正に伴う省令事項

■ NTT東西に対する禁止行為規制関連(第31条関係)

- 累次の公正競争条件の法定化について、個別の条件ごとにその要否・適否を検討する際は、要否等の検討に加え、NTTグループ内再編や競争環境等の変化に対応させるため、**条件が課されていない事業者に対しても必要な規律を適用**させることも検討すべき。(個別の条件ごとの当社意見は次スライド以降に記載)
- 今回法定化の対象外となる**NTT持株**については、引き続き市場検証委員会で遵守状況の確認を徹底し、問題が認められる場合には、**法定化も検討**すべき。

(例)累次の公正競争条件「独立した営業部門の設置」「顧客情報その他の情報の公平な提供」について



令和7年 電気通信事業法改正に伴う省令事項

■ NTT東西に対する禁止行為規制関連(第31条関係)

① NTT東西によるネットワークの公平な提供(第5項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

※NTTドコモシステムやNTTドコモソリューションズはNTTドコモと親子関係にあり、これらを介した規制回避の懸念もあることからNTTドコモとみなして適用

- 他の電気通信事業者に比して特定関係事業者に有利となる取引又は行為であって、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるもの(以下、第31条においては「総務省令で定めるもの」という。)について、**接続約款に基づく電気通信役務の提供及び接続約款によらない卸電気通信役務の提供であることを明記すべき。**

② 各種取引条件等の公平性の確保(第5項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

- おそれがあるものとして総務省令で定めるものについて、**取引条件(局舎等の使用、工事・保守の受委託等)、情報通信関連商品の販売・取次に係る取引、コラボ光申込要望の取次に係る取引、他社商品料金回収代行に係る取引、コラボ光利用者向けサポートに係る契約等を明記すべき。**

③ 在籍出向及び役員兼任の禁止(第1項、第2項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

- おそれがないものとして総務省令で定めるものについて、**間接部門(人事・経理等)を担当している従業者**とすべき。
- 特定関係事業者の従業者(特定関係事業者の業務運営において重要な役割を担う従業者)として省令で定める要件は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の**設備部門**、第一種指定電気通信設備を用いるサービスの**利用部門**、第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供と密接不可分である**ソリューション事業を行う部門**の従業者であって、**重要な決定に参画する管理的地位にあるもの又は当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるものと明記すべき。**

令和7年 電気通信事業法改正に伴う省令事項

④ 独立した営業部門の設置(第5項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

- おそれがあるものとして総務省令で定めるものについて、NTT東西との間で**独立した営業部門を設置していないこと**、NTT東西が特定関係事業者の販売業務を受託する場合に、その**条件が他の電気通信事業者との間のものと同一となっていないこと**を明記すべき。

⑤ 顧客情報その他の情報の公平な提供(第5項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

- おそれがあるものとして総務省令で定めるものについて、NTT東西と特定関係事業者との間で提供される**顧客情報その他の情報の同一でない提供**を明記すべき。
- 顧客情報その他の情報については、他事業者の接続・卸情報のみならず、**NTT東西の加入者情報も対象**とすべき。

⑥ 共同資材調達への扱い(第5項)

適用すべき事業者:NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTドコモソリューションズ、NTTデータ

- おそれがあるものとして総務省令で定めるものについて、NTT東西と特定関係事業者の**共同資材調達**を明記し、「**日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針(令和2年8月)**」に基づいた措置を実施していることを担保すべき。

令和7年 電気通信事業法改正に伴う省令事項

⑦ 別個の伝送路構築(第5項) 適用すべき事業者:NTTドコモ

- おそれがあるものとして総務省令で定めるものについて、NTT東西とNTTドコモの**ネットワークの共同構築**を明記し、NTT東西とNTTドコモが**別個の伝送路を構築することを担保**すべき。
- 平成4年4月に郵政省が報道発表した「日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について」は、同一条件下でのNTT回線利用だけでなく、NTTドコモと別個の伝送路構築を求めるものである。
- さらに、活用業務ガイドラインにおいては、NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置として、NTTドコモと別個の伝送路構築が定められている。今般活用業務の規制緩和による公正競争上の弊害を抑止する観点からは、第5項第4号に明記して予めセーフガード措置を担保することが必要。

令和7年 電気通信事業法改正に伴う省令事項

■ NTT東西又はNTTドコモによるグループ内合併等の審査関係(第12条の2関係)

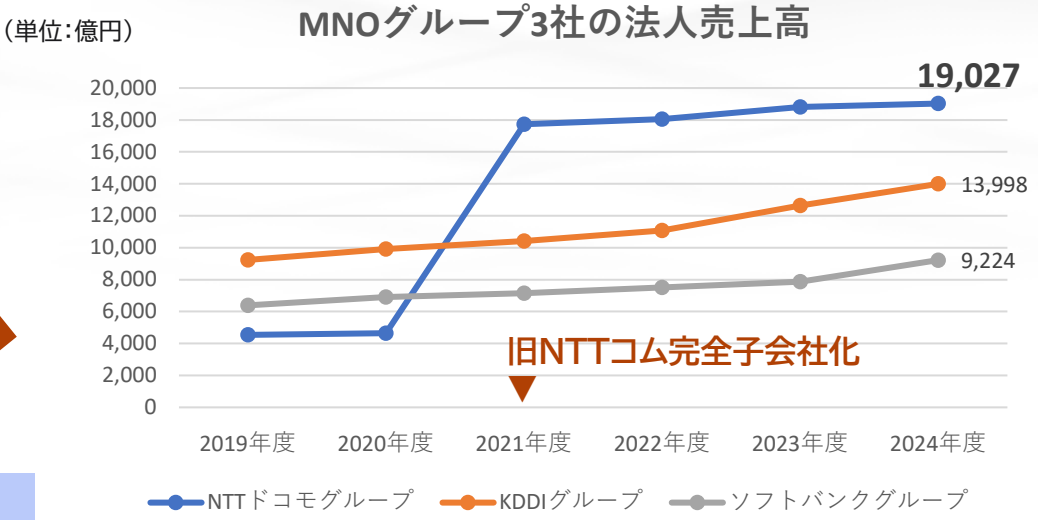
- NTTドコモビジネスは、媒介等業務委託を受けNTTドコモの代理人としてNTTドコモのサービスを販売。このサービスの提供主体・契約者はNTTドコモであり、契約数もNTTドコモにカウントされるものと理解。
- NTTドコモは、「他事業者からの要望があれば真摯に協議をする考えであり、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務は行わない。」と説明しているが、このような媒介等業務委託を競合他社が要望することは戦略上あり得ない。
- 「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」でも、「具体的な問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべき」とされており、必ずしも法人営業の一体化が完全に問題なしと判断されたわけではない。
- 法律上は独立していても**NTTドコモとNTTドコモビジネスは実質的には一体**であり、今やNTTドコモビジネスは名実ともにNTTドコモの法人部門として機能し、それ自身が**排他的な一体営業**とも捉えられる。**旧NTTコムの子会社化後の動きを調査し、真にこのような親子関係に禁止行為規制が機能しているか否かについて改めて市場検証委員会で検証することが必要。**(次スライド参照)

■ 今後の法改正へ向けて

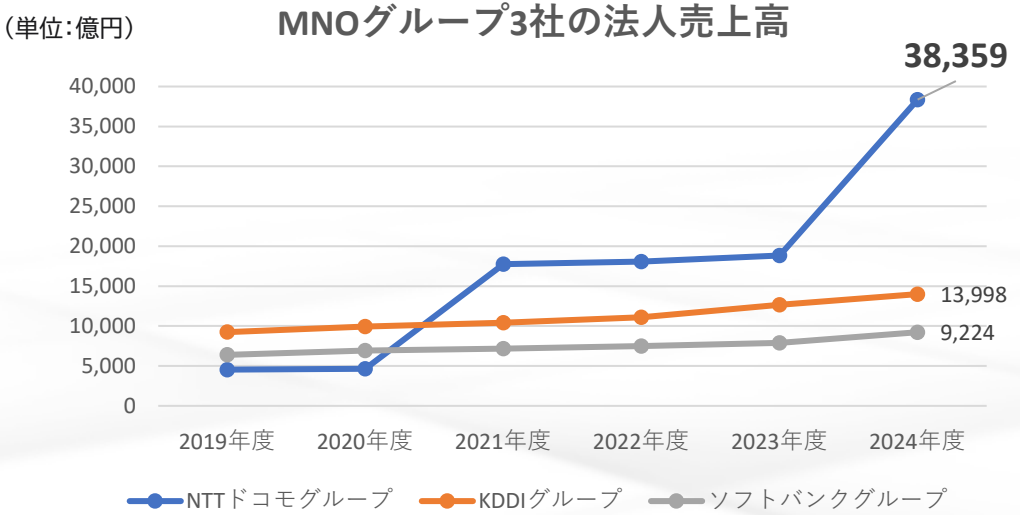
- 禁止行為規制が機能していない(あるいは潜脱されている)と判断された場合には、**NTTドコモビジネスをNTTドコモとみなして登録の更新の対象**とすることが必要。
- 登録の対象となる「**特定関係事業**」には、電気通信役務の提供と密接不可分に関係する**ソリューションも含め、法人市場の競争に甚大な影響を与えるNTTドコモビジネスとNTTデータの合併等を審査の対象**とすべき。(次スライド参照)
- また、**株式取得についても登録更新の対象**とすべき。
その際、株式取得後に起こり得る吸収分割等による事業移管によって禁止行為規制が潜脱されることのないよう、一定の条件を付す等の**未然防止措置を検討**することが必要。

(参考)NTTドコモグループにNTTデータを統合した場合のMNO比較

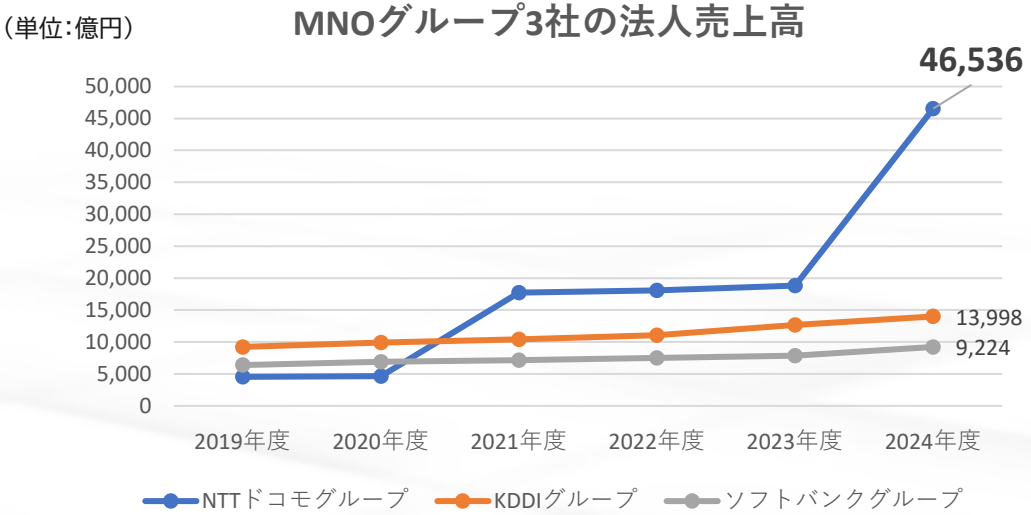
現在



NTTデータ(国内)
を含めた場合



NTTデータ(国内+海外)
を含めた場合



令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

ソフトバンク株式会社からの意見

2025 年 10 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会 御中

ソフトバンク株式会社

市場検証委員会第 4 回（2025 年 10 月 1 日開催）において募集のあった、令和 7 年電気通信事業法・NTT 法改正に伴う省令事項に対する弊社の意見を以下の通り提出いたします。

改正省令	条項	意見
活用業務の対象外とする業務 本来業務として認められない移動通信業務・ISP 業務に加え、活用業務として認められない業務等	NTT 法第 2 条 7 項	「NTT 東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方」（以下、「活用業務ガイドライン」という）に「放送業は含まない」（活用業務ガイドライン 脚注 3）と明記されている通り、放送業は対象外として省令において明示すべきと考えます。 - また、本来業務として認められない移動通信業務は、活用業務としても認められませんが、この認められない移動通信業務には仮想移動体通信の態様も含むことの明示が必要です。 - 活用業務ガイドラインにおいては、活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」又は「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない事例として、前者は 2 つ（活用業務ガイドライン Ⅲ 1

改正省令	条項	意見
		(2) ①及び②)、後者は3つ(活用業務ガイドライン Ⅲ 2 (2) ①、②及び③)が挙げられています。本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないことを確保する観点から、これらの態様については、活用業務の対象外とすることを省令において明示することが必要です。 • その他、活用業務ガイドラインに規定される通り、他の市場支配的な電気通信事業者との連携は競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれが大きいため、活用業務の対象外とすることが望ましく、その旨を省令において明示することを要望します。これには、禁止行為規制の対象であるNTT東西相互間及びNTTドコモとの間の他、特定関係法人である他のNTTグループ会社との連携(当該グループ会社のサービスの営業受託等)も含める必要があると考えます。 • 少なくとも、このような態様の活用業務については迅速かつ綿密な事後検証を実施するべきと考えます。
実施基準等 NTT東西自らが策定する実施基準に記載すべき項目	NTT法第2条 8項	• 実施基準は、主に活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないこと)について活用業務ガイドラインの規定に準拠したものとすべきと考えます。なぜなら、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(以下、「最終答申」という)にも記載のある通り、活用業務の実施要件を担保することにより、「活用業務で過大な事業リスクを抱えることにより通信サービスの適切かつ安定的な提供の確保に支障が生じる懸念」や「NTT東西が独占的シェアを有する固定通信市場

改正省令	条項	意見
		から競争市場に内部相互補助を行うこと等によって電気通信事業の公正競争の確保に支障が生じる懸念」を排除する必要がある、現行の活用業務ガイドラインに相当する内容を実施基準として規定することが必要であるためです。 また、実施基準には、個別の活用業務実施時の公表を規定することが必要と考えます。公表が規定されない場合、実施状況報告までの最大 1 年間、実施された活用業務の内容を確認・検証することができないため、仮に実施された活用業務が通信サービスの適切かつ安定的な提供の確保に支障が生じるものや、電気通信事業の公正競争の確保に支障が生じるものであった場合に、すみやかな措置（NTT 法第 15 条 2 項の命令等）をとることが不可能となり、事後検証の実効性を確保に課題が生じるためです。また、最終答申においても「検証の透明性の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等を確保することが重要」とされています。
実施状況に係る報告事項について 毎事業年度、実施基準に基づいて実施された活用業務のうち報告すべき項目	NTT 法第 2 条 11 項	- 実施状況に係る報告事項については、最低限現行の活用業務ガイドラインの規定及び実施状況報告の運用に準拠したものとするために必要な項目を実施基準に記載すべきと考えます。具体的には、現状の「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等の実施状況等に加え、個々の活用業務の実施状況の詳細について報告を実施することが必要と考えます。 - その上で、現状の実施状況報告において、NTT 東西の措置のみを記載している箇所（４．営業面でのファイアーウォールにおける、徹底した指導の実施等）については、事後検証に資するように、当該措置のより詳細かつ具体的な内容や、当該措置を実施し

改正省令	条項	意見
		た結果等についても報告がなされるよう、実施基準に規定すべきと考えます。さらに事後検証においても、これらの NTT 東西の措置の具体的内容及びその結果にも踏み込んだ検証を実施することを要望します。 なぜなら、前述の通り、事後規制の制度となることを踏まえ、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等を確保することが重要であるためです。
「地域電気通信業務」の具体的範囲	NTT 法第 2 条 3 項	- 第 2 条 3 項一号イにおける、地域会社が営む「その他の電気通信役務」について、移動サービスの例外は現に提供が認められているサービス（活用業務として現に提供されているローカル 5G、公衆無線 LAN）に限定し、これ以外は認めないように規定すべきと考えます。 - 第 2 条 3 項一号ロにおけるインターネット接続サービスについては、例外を認めるべきではないと考えます。
合併等の認可の緩和	NTT 法第 11 条	第 11 条二号及び三号における、規模の規定については、二号にて挙げられている資本の額のほか、売上高や営業利益等についても基準を設け、いずれかでも達した場合には、認可を求めるべきと考えます。また、当該事業の影響力という観点では、当該事業に係る市場規模及び市場シェアについての基準も必要と考えます。具体的には、公正取引委員会の定める「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を参考とし、当該事業の市場シェアが 10%を超えないことを基準の 1 つとすることが適当と考えます。四号については、二号及び三号で対象とならなかったもの（NTT へ吸収分割）を

改正省令	条項	意見
		規定する趣旨と認識しており、二号及び三号の類型と同等以下のものに限るべきであると考えます。 • また、四号にて、NTT 持株会社の業務を拡大するような規定・認可がされることはないことを認識しておりますが、その点も明示されることを希望します。
NTT 東西の重要設備譲渡等の認可	NTT 法第 13 条	• 本認可の見直しは、最終答申に「NTT 東西の線路敷設基盤は、他事業者による同規模の基盤構築が事実上不可能である中で、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有する」とある通り、線路敷設基盤の適切な維持を図ることで、通信サービスの安定的な提供を確保することを目的としたものであることから、その観点で、認可対象を規定するべきと考えます。 • 第 13 条 1 項において、譲り渡し、担保以外に「処分」の内容を省令で定めるものについては、接続事業者を含めた電気通信事業者の安定的な役務提供に影響を与えうる、以下の行為を対象とすべきと考えます。 破棄、移転（支障移転を除く）、IRU 設定、貸与、賃貸等 • 加えて、NTT 東西自身を含めた、重要設備の転用・目的外利用も、電気通信役務の安定的な提供及び公正競争確保に影響を与える可能性があることから、「処分」に含め、認可対象とすることが必要と考えます。なお、具体的な転用等の事例として、NTT は電話線の撤去で生じる総延長 60 万キロメートルの地下管路などの空きスペースを水素運搬に活用するものが該当すると考えます。

改正省令	条項	意見
		第 13 条 1 項二号において、「電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地」の対象を省令で定めるものに限っているものについては、接続事業者を含めた電気通信事業者の安定的な役務提供に影響を与えうるもの、具体的には現在接続ルールのもとで利用されている以下を対象とすべきと考えます。 土地、建物（局舎）、管路、とう道、電柱、鉄塔
NTT 東西と特定関係事業者との間で追加された禁止行為規制の対象 NTT 東西と特定関係事業間の役員の兼任、在籍出向等	事業法第 31 条 1 項、2 項	「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるもの」については、その趣旨を踏まえ、NTT 東西の第一種指定電気通信設備にかかる業務を全て対象とすべきと考えます。 - すなわち、管理部門に係る業務に加え、第一種指定電気通信設備を用いた指定設備卸役務については電気通信事業者間の公正競争確保に影響があるものであることから、これに係る業務は対象とする必要があります。 - 中でも、特定卸役務は競争関係に及ぼす影響が少なくない指定設備卸役務として定められたものであり、特定卸役務に係る業務を対象とすることは必須と考えます。 「当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件」については、答申にある通り、電気事業法を参考とすれば、上述の対象業務に係る「計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの」「取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの」を要件とすることが考えられます。

改正省令	条項	意見
		• 管理的地位については、一定以上の要職・権限の大きさであることが要件として想定されますが、出向先の役職・権限に限らず、出向元の役職・権限、出向元との関係性（親会社からの出向等）が、影響を及ぼす可能性もあり、出向元・出向先問わず、要件を広く設定する必要があると考えます。 • したがって、「重要従業者」の規定においては、可能な限り幅広く対象とすることで、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保すべきと考えます。
NTT 東西と特定関係事業者との間で追加された禁止行為規制の対象 NTT 東西と特定関係事業者間の特定の取引等	事業法第 31 条 5 項	• NTT 法見直しのセーフガード措置として累次の公正競争条件を法定化する方針が示されていることも踏まえ、公正競争条件を確実に法定化（省令で明示）することが必要と考えます。 • 特に、累次の公正競争条件の中でも、別個の伝送路構築、取引を通じた補助、独立した営業部門の設置（共同営業禁止）、顧客情報その他の情報の公平な提供等については、これまで法令規定の解釈に委ねられていた部分であり、明示的に疑義の入る余地のない形で省令に記載することが必要と考えます。 • また、累次の公正競争条件には、NTT 持株会社を対象としたものが含まれますが、電気通信事業法では電気通信事業者ではない NTT 持株会社を規定することができず、法定化されない状況にあります。しかしながら、NTT 持株会社と旧分離会社間での役員兼任の禁止など、遵守徹底が求められる重要な条件が含まれることから、NTT 持株会社に係る累次の公正競争条件については、その遵守状況について事後検証を行い

改正省令	条項	意見
		つ、今後の法定化も検討されるべきと考えます。 • なお、累次の公正競争条件については、「NTT グループ会社間の関係や事業内容、規制環境等の変化を踏まえ、引き続き検討する」との最終答申の記載のとおり、今回法定化されない条件であっても明確に不要と整理されない限りは引き続き遵守が必要なものとの認識ですが、事業者間（特に NTT グループ各社と競争事業者間）でその位置付けの解釈が分かれることを避けるべく、引き続き遵守が必要な旨を明確化すべきと考えます。
第 30 条・第 31 条の潜脱行為防止等を含む公正競争を確保するための措置の要否等を確認する観点からの合併審査等の対象となるグループ企業（特定電気通信事業を営む者）の範囲 公正競争に影響を及ぼすおそれが大きいものと認められる特定電気通信事業の範囲	事業法第 12 条の 2 4 項	• 潜脱行為等を防止する目的においては、本来的には、事業法第 30 条に規定される NTT 東西の禁止行為の相手方、同第 31 条に規定される NTT ドコモの禁止行為の相手方との合併等は、全て審査対象とする必要があると考えますが、「公正競争に影響を及ぼすおそれが大きいもの」という観点では、旧分離会社及び特定関係事業者が全て対象となるよう、特定電気通信事業を規定するべきと考えます。 • 中でも、NTT データについては、本委員会でもその優位性・特殊性（隣接市場への影響力の大きい SI やソリューション事業を提供する電気通信事業者であること）が多くの競争事業者から指摘されているところ、特定関係通信事業の規定による審査等の対象化が必須と考えます。また、NTT ドコモの完全子会社であり、その法人営業部門が移管されている NTT ドコモビジネスについても同様に対象化が必須と考えます。加えて、検証等を通じて必要性が認められれば、NTT ドコモビジネスを NTT ドコモとみなして登録の

改正省令	条項	意見
		更新を求めることも考えられます。 • 認可においては、厳正な審査を行い、認可時に構造分離等の条件を付すなど、公正競争確保のための対応が必要と考えます。 • 加えて、認可の対象外となる合併についても、少なからず公正競争への影響が想定されることから、その影響を検証する等必要な措置が講じられるべきと考えます。

以上

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

楽天モバイル株式会社からの意見

令和 7 年 10 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

楽天モバイル株式会社 渉外本部

「令和 7 年電気通信事業法・NTT 法改正に伴う省令事項」について（意見）

今月 1 日に開催された情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会（第 4 回）において意見照会を頂いた同委員会の資料 4 - 4「その他の検討事項（令和 7 年電気通信事業法・NTT 法改正に伴う省令事項）」について、次のとおり意見を提出致します。

ご査収方宜しくお願い致します。

該当箇所	意見
（P3：①改正 NTT 法による NTT 東西の業務範囲規制の見直し） ① NTT 東西の活用業務の範囲について（第 2 条第 7 項から第 13 項まで）	「活用業務の実施状況については、事後検証を実施」（P2）するとともに、当該事後検証を含め、活用業務に係る手続そのものについて簡素化・効率化を図る旨が示されている（P3）ところですが、「電気通信事業の公正競争の確保」（P2）のためにも、手続の簡素化・効率化を優先するのではなく、所要の手続に則り各プロセスを厳格に実施して頂きたく存じます。 なお、改正後の NTT 法においては、実施基準の内容が「実施要件（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと等）」（P2）に適合しているかどうかを確認し、適合していないと認められた場合には速やかに遵守・変更命令等の措置を講ずることができる仕組みが整備されていると承知しているところ、事後検証においては、これが適正に運用されるものと理解しております。

(P3：①改正 NTT 法による NTT 東西の業務範囲規制の見直し) ②その他 ・ 目的達成業務の事後届出化	「目的達成業務の事後届出化」(P3) にあたっては、手続の簡素化・効率化ではなく、届出プロセス等を明確に定めての、その厳密な運用を優先して頂きたいと存じます。 また、目的達成業務についても事後検証を実施することとし、当該事後検証の結果、目的達成業務の内容やその実施状況に瑕疵等があったり、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあったりすると認められた場合には速やかに変更命令等の措置を講ずることができる仕組みを併せて整備すべきと考えます。
(P3：①改正 NTT 法による NTT 東西の業務範囲規制の見直し) ②その他 ・ 合併等の認可の緩和	改正後の NTT 法第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定において、合併等に係る認可の要否を判断する基準を総務省令で定める旨が規定されていますが、電気通信事業を営まない法人であっても、その規模を問わず、当該法人が端末・プラットフォーム・ソフトウェア等の周辺事業を営む場合、技術革新や市場構造の変化等により、これらの事業が電気通信事業における公正競争に影響を及ぼす可能性があること等に鑑み、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない」(同項第 4 号) ことを確実にするためにも、同項第 2 号に関する基準を策定する際には、「経営の規模」に加え、観点として「資本構成」「事業構成」「事業領域」等を位置づけるとともに、可能な限り具体的にそれらの詳細を明示して頂きたいと存じます。
(P3：①改正 NTT 法による NTT 東西の業務範囲規制の見直し) ②その他 ・ NTT 東西の重要設備譲渡等の認可の見直し	改正後の NTT 法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき譲渡等に際し認可が必要となる重要設備等を総務省令で定める際には、対象となる設備・施設(電気通信幹線路、これに準ずる重要通信設備及びこれらの設置に必要な土地・建物等)について、ユニバーサルサービスや経済安全保障の確保の観点からも十分な検討を重ねて明確化することが必要と考えます。 特に、義務的コロケーションが行われている局舎等に加え、電気通信事業法に定めのない一般コロケーションが行われている局舎等についても、当該重要設備等に明確に位置づけて頂きたいと存じます。
(P8：②改正電気通信事業法による公正競争の確保に関する規律の見直し) ②NTT 東西又は NTT ドコモによるグループ	改正後の電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める特定電気通信事業」については、その範囲や判断基準を明確化することが望ましく、技術革新や市場構造の変化に応じて事業環境が常に変動

内合併等の審査関係（第 12 条の 2）	していることに鑑みると、基本的に NTT グループ内の企業全体を一律に審査対象としつつ、電気通信事業を幅広く特定電気通信事業として指定すべきと考えます。 併せて、同法（同項第 4 号）において株式取得（完全子会社化等を含む。）は合併等審査の対象とされていないところ、株主構成の変化はその度合いにより経営に少なからぬ影響を及ぼすことから、これを含めるべく、その拡充について検討して頂きたいと存じます。
----------------------	---

以上

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

一般社団法人テレコムサービス協会からの意見

一般社団法人テレコムサービス協会からの意見

【1. 改正NTT法に基づき省令において定める事項】

- NTT東西の活用業務の範囲について、活用業務として認められない業務等について対象業務として追加の提案はありません。
- 省令の改正時などにおいては、今回と同様に幅広く、市場検証委員会で御議論、関係団体からも意見聴取を行うことを省令で定めていただきたい。

【2. 改正電気通信事業法に基づき省令において定める事項】

- NTT東西に対する禁止行為規制関係及びNTT東西又はNTTドコモによるグループ内合併等の審査関係の対象及び対象範囲についての追加の提案はありません。
- 本運用に際して、事後検証、公正競争が阻害される事態となった場合又は禁止行為にあたる事態になった場合には、総務省又は市場検証委員会には、適切に対応いただける体制などを省令で定めていただきたい。
- 合わせて、検討結果などの御議論に際しては、関係団体からも意見聴取を行うことを省令で定めていただきたい。

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

一般社団法人日本インターネットプロバイダー 協会からの意見

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会からの意見

【活用業務等の対象外とする業務について】

＜本来業務として認められない移動通信業務・ISP業務に加え、活用業務として認められない業務等＞

- 他社のクラウドサービスの販売等（NTT東西・令和7年2月28日届出）のように、インターネット上でも提供されるサービスをNTT東西が販売することは、NTT東西に本来業務として認められないISP業務規制への抜け道となる懸念があります。例えばCDNサービスをNTT東西が販売することはCDN事業者へ大きな影響をもたらしますし、今日インターネット上のトラフィックの大半を占めると言われる動画配信サービスやSNSサービスをNTT東西が販売することは、ISPとの契約なしでもインターネット上のそれらの主要サービスを利用することに道を開くものであり、ISP業務規制を意味ないものとする懸念があります。

【NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等について＞

＜NTT東西自らが策定する実施基準に記載すべき項目＞

- 活用業務として実施するサービスがインターネット上で同じないしは類似のものの提供の有無、及びその市場シェア、利用者の利用状況

【活用業務の実施状況に係る報告事項について】

＜毎事業年度、実施基準に基づいて実施された活用業務のうち報告すべき項目＞

- 活用業務として実施するサービスがインターネット上で同じないしは類似のものの提供の有無、及びその市場シェア、利用者の利用状況

令和 7 年電気通信事業法・NTT法改正に伴う
省令事項に対する関係事業者からの意見

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの 意見

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの意見

【活用業務等の対象外とする業務について】

- 認められない業務に“放送”を省令に追加していただきたい。